

「戦後体制」のなかの沖縄

—— 1950～60年代の刑事裁判権をめぐる問題から——

出口 雄一

1. はじめに

1952（昭和27）年4月28日に発効したサンフランシスコ講和条約（日本国との平和条約）第3条は、沖縄の法的地位について「合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意」し、かつ、「このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする」と規定し、そのあり方については、「潜在主権（residual sovereignty）」である旨が講和会議のアメリカ側代表であったダレス（J. F. Dulles）により表明された¹。講和条約第3条の下で沖縄の法的地位については、日本側においては当初「残存主権」と表現されていたが²、周知のように、1957（昭和32）年の岸信介訪米に際する共同声明において、その性質は「潜在的な主権」であると明示されるに至る³。

アメリカ施政権下の沖縄の「主権」のあり方は、当然、1972（昭和47）年の施政権返還に際して様々な形で問われることになったが、本稿の問題意識と深く関わるのは、復帰前の沖縄の刑事裁判権の承継をめぐる問題である。すなわち、沖縄返還協定（琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定）第5条第3項は、「日本国は、被告人又は被疑者の実質的な権利をいかなる意味においても害することなく、この協定の効力発生

の日に琉球諸島及び大東諸島におけるいずれかの裁判所に係属しており又は同日前に手続が開始されていたとしたならば係属していたであろう刑事事件につき、裁判権を引き継ぐものとし、引き続き手続を行ない又は開始することができる」と規定しており、ここで言う「琉球諸島及び大東諸島におけるいずれかの裁判所」とは、「琉球政府の裁判所及び琉球列島米国民政府の裁判所をいう」旨の合意があることを踏まえて、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」(昭和 46 年法律第 129 号)は、第 4 章第 2 節においてその処理について詳細に定めている⁴。この措置に関しては、憲法第 14 条及び第 31 条との関係が争われたが、最高裁判所は 1973 (昭和 48) 年 9 月 12 日に「沖縄の刑事訴訟法 (一九五五年立法第八五号)、同刑事訴訟規則 (一九五六年上訴裁判所規則第二八号) その他の刑事関係法令にしたがって行なわれた」裁判は「刑事手続における基本的権利に関して日本国憲法に明文の定めのある諸事項については、彼此の関係法令の間に実質的な差異はまつたく存しないといつて差支えない。それゆえ、このような沖縄の法制のもとに行なわれる第一審の審判もまた、その手続および内容において、本土のそれと実質的差異はないものと認めるにかたくない」として、「特別措置法の前記規定には、その実質において、沖縄の法制下にあつた沖縄県民に対し本土の日本国民と同一の刑事手続上の地位を保障する点で欠けるところがあるとは認められず、これをもつて沖縄県民を不当に差別し審級の利益を実質的に損なう不合理なものであるとすることができないことは明らかである」旨を判示している⁵。

ところで、刑法は第 5 条において「外国ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者ト雖モ同一行為ニ付キ更ニ処罰スルコトヲ妨ケス」と規定し⁶、外国刑事判決の消極的効力、すなわち、国際的な「一事不再理 (ne bis in idem)」を認めないという立場を取る⁷。本稿においてやや詳しく言及するように、沖縄返還に先立つ奄美群島返還に際しては、返還前に南西諸島におけるいずれかの裁判所が科した刑に服役中のもの、又は、前記の裁判所もしくは沖縄における琉球上訴裁判所に事件が係属中のものについて「日本国の法令及び手続に従つて刑事裁判権を行使することができる」として、これに上述の「外国裁判」の規定を準用することについて最高裁判所も是認していたが、この措置の背景には、日本本土において占領管理体制の下で設けられていた「軍事占

領裁判所 (Military Occupation Court) が同じく「外国裁判」として扱われ、憲法の定める一事不再理原則に抵触しないとされていたという事情がある。1970年代における沖縄の施政権返還に際しての上述の刑事裁判権の承継は、これらとは明らかに方針を変更した措置であった。本稿では、このような帰結を踏まえつつ、米軍統治下の沖縄の法的地位に関して、刑法第5条の「外国裁判」の適用と、日本国憲法第39条に規定された「一事不再理」との関係を主な素材として検討を行う⁸。この作業は、アメリカ施政権下の沖縄の「主権」の潜在性／顕在性についての検討、更には、日本本土における「占領管理体制」及び「戦後体制」と沖縄の関連についての検討にも繋がるものである⁹。

2. 「特定軍事法廷」から二元的司法制度へ

本稿における検討の前提として、かなり複雑な経過を辿っている沖縄の司法制度について概観しておくのが便宜であろう¹⁰。1945(昭和20)年4月1日の米軍の沖縄本島上陸と相前後して発出された「権限の停止」(米国海軍政府布告第1号、いわゆる「ニミッツ布告」)は、第4項において「本官ノ職権行使上其必要ヲ生セサル限り居住民ノ風習並ニ財産権ヲ尊重シ、現行法規ノ施行ヲ持續ス」とし、第5項では「爾今総テノ日本裁判所ノ司法権ヲ停止ス 但シ追テノ命令アル迄 該地方ニ於ケル軽犯罪者ニ対シ該地方警察官ニ依リテ行使サルル即決裁判権ハ之ヲ継続スルモノトス」と規定した¹¹。この原則に基づいて、「戦時刑法」(布告第2号)及び「特定軍事法廷」(布告第3号)による占領地の治安維持が図られると共に、「特定軍事法廷 (Exceptional Military Courts)」として3種類の司法機関が設置された。すなわち、軍政総長 (Military Governor) の名において招集、3名以上のアメリカ軍将校 (officers of the armed forces of the United Forces) により構成され、法令に定める全ての犯罪について裁判権を有し、全ての刑罰を科す権限があるとされた「軍事委員会 (Military Commissions)」、当該諸島の軍事総長 (Chief Military Government officer) またはその名において招集、1名以上のアメリカ軍将校により構成され、全ての犯罪者に対して裁判権を有し、死

刑及び 10 年以上の禁錮刑を除く刑罰を科す権限があるとされた「高等憲兵裁判所 (Superior Provost Courts)」、当該諸島の軍事総長またはその名において招集、1 名の下士官 (One officer who shall be an officer of the armed forces of the United States of America) により構成され、死刑及び 1 年以上の禁錮刑並びに 1000 円 (後 50 ドル) 以上の罰金刑を除く刑罰を科す権限があるとされた「簡易憲兵裁判所 (Summary Provost Courts)」である¹²。アメリカ側の記録によると、1946 (昭和 21) 年 6 月 30 日までの間に軍事委員会、高等憲兵裁判所が取り扱った事件はそれぞれ 2 件であったが、簡易憲兵裁判所では合計 676 名が裁判にかけられ、軽いものは 5 日間の拘禁、重いものでは重労働 1 年の判決が下された。重く処罰されたのは、許可なき印刷物の発行、窃盗、米国財産の不法所持等であった¹³。

この米国軍政府の下に置かれた「特定軍事法廷」の構成及び管轄は、1945 年 8 月半ば頃から GHQ/AFPAC (アメリカ太平洋陸軍総司令部) の軍政局において検討されていた「対占領軍犯罪・軍事占領裁判所」、及び、9 月 2 日に日本側に手交されたものの重光葵外務大臣とマッカーサー (D. MacArthur) との会談により撤回されたいわゆる「三布告」、更に、9 月 9 日に南朝鮮において発出された「マッカーサー布告」と極めて近い内容である¹⁴。アメリカ軍による「交戦中の占領」として始まり、本土と分離されることで「アメリカの占領」としての特色が維持され続けた沖縄と、降伏文書の調印によって「連合国の占領」として開始された本土占領との異同は¹⁵、沖縄における「特定軍事法廷」とほぼ同じ構造を持つ「軍事占領裁判所」の設置が、本土においては 1946 年 3 月以降にずれ込んでいることにも現れている¹⁶。

1949 (昭和 24) 年 6 月 28 日、米国陸軍軍政府は「刑法並びに訴訟手続法典」(米国軍政府布令第 1 号) を発して刑事実体法及び手続法を一定程度整理すると共に、同日「戦時刑法」及び「特定軍事法廷」を廃止し (米国軍政府特別布告第 32 号)、軍政府裁判所が設置されたが¹⁷、その種別は特定軍事法廷と同じく軍事委員会・高等憲兵裁判所・簡易憲兵裁判所の 3 種であった¹⁸。しかしこの頃から、アメリカの対沖縄政策は長期的な占領継続の方向へと転換し、1950 (昭和 25) 年 12 月 5 日にアメリカ極東軍 (Far Eastern Command, FEC) 総司令部から琉球軍司令に宛てた「琉球列島米国民政府に関する指令」(いわゆる「FEC 指令」、もしくは「スキップ指令」) に基

づき、米国軍政府は同15日に琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, USCAR）へと改組された（琉球列島米国民政府布告第1号）¹⁹。その後、サンフランシスコ講和条約の締結及び発効を経てもこれに伴う特段の法的措置は執られず、従前の法令がそのまま効力を持続していたが²⁰、1953（昭和28）年の奄美群島返還にあたって、ダレスが極東に脅威と緊張が続く限り沖縄と小笠原を保有する方針に言及し、更に、翌年1月のアイゼンハワー（D. D. Eisenhower）大統領の一般教書演説により沖縄の無期限保有が宣言されると、これに対応する形で1955（昭和30）年3月16日に「刑法並びに訴訟手続法典」が改正され（琉球列島米国民政府布令第144号）、軍政府裁判所は民政府裁判所に名称変更されると共に、民政府裁判所の管轄下におけるすべての犯罪について裁判する権能をもつ上級裁判所（Superior Court）と、死刑、1年を超える禁錮もしくは1万円を超える刑罰を科すことの出来ない簡易裁判所（Summary Court）の2種類となった²¹。以降、この改正後の「刑法並びに訴訟手続法典」が、1972（昭和47）年の本土返還に至るまでの間、26回の改正を経て「戦後沖縄における刑事法の基本法」となった²²。

一方、沖縄住民の側では、1945（昭和20）年8月20日に諮問機関として設置された沖縄諮詢会を解消して、翌46年4月24日「沖縄中央政府の創設」（海軍軍政府布告第156号）により沖縄民政府が設置され、その下に置かれた司法部が裁判所を管轄することとなった。同年3月1日には那覇を除く7地区に住民により運営される簡易裁判所が設置されていたが（海軍軍政府特別布告第5号）、沖縄民政府はこれを廃止して10月1日に区裁判所・地方裁判所・終審裁判所を設置した（米国軍政府特別布告第12号）。沖縄民政府の下では、1947（昭和22）年7月18日に設置された治安裁判所（米国軍政府特別布告第19号）を含めて、同年10月7日に巡回裁判所・上級裁判所・控訴裁判所が設置され（米国軍政府特別布告第20号）、1950（昭和25）年7月13日にこれらは治安裁判所・巡回裁判所・琉球上訴裁判所へと改組されている（米国軍政府特別布告第38号）²³。

その後、上述の同年12月のFEC指令が「軍事的必要の許す範囲内」での「民主主義の原則により設立された立法、行政、司法の機関による自治」を目的としたことを受け²⁴、1951（昭和26）年4月に琉球臨時中央政府が

設立され (米国民政府布令第 3 号)、更に翌 52 年 2 月の琉球政府の発足による各群島政府の統合に先立って 1 月 3 日に琉球民裁判所が設置され、群島別となっていた司法制度が統一された (琉球列島米国民政府布告第 12 号)²⁵。琉球政府の基本法典の位置づけを与えられた琉球政府章典 (琉球列島米国民政府布告第 68 号) においても、司法制度については上述の琉球民裁判所がそのまま引き継がれている。一方、琉球政府の下に置かれた琉球立法院では、冒頭で言及した判例において言及されている刑事訴訟法が 1955 (昭和 30) 年 12 月 31 日に制定・公布されるが (立法第 85 号、1956 年 10 月 1 日施行)、刑事実体法についてはアメリカ側軍政府・民政府が効力を認めた日本法が適用されており、刑法についての戦後改正は反映されていないため、明文上は不敬罪などが残存している状態であった²⁶。

1957 (昭和 32) 年 6 月 5 日付の「琉球列島の管理に関する行政命令」 (大統領行政命令第 10713 号) により、講和条約以降不明確なままであった沖縄統治に対する法的基盤が強化され、米国民政府の最高司令官は国防長官の管轄下にある高等弁務官とされたが、その任にあたったのは、それまで民政副長官を務めていたモア (J. E. Moore) であった²⁷。この措置の背景には、海外基地の削減による緊縮財政の達成を優先するアイゼンハワー政権において、同年の基地再編成による陸軍兵力の縮小を実施するため軍部へ譲歩を行うという側面があったが²⁸、その更なる前提となっていたのは、講和条約発効後に「土地収用令」 (米国民政府布令第 109 号) によって行われた土地接収と、それに対する「島ぐるみ」の激しい抵抗への対応であった²⁹。

施政権返還までの間の「沖縄の基本法」となったこの行政命令が、「琉球列島における司法権」 (第 10 節) において「民事及び刑事の第一審及び上訴審を含む裁判所制度」の整備を求めたことと対応し、米国民政府は 3 名の判事により構成される上訴審裁判所 (Appellate Court) と、高等裁判所 (Superior courts) 及び下級裁判所 (Sessions courts) から構成される刑事裁判所を設置したが (琉球列島米国民政府布告第 6 号・第 8 号)、これらの司法機関は「合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大な事件に対する刑事裁判権」についても管轄を持つとされ、このような事件が琉球政府側の裁判所に提起された場合には「最終的決定、命令又は判決がなされる以前においては、最終的上訴審理を含む訴訟手続中、いつでも、高等弁

務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる」とされていた³⁰。施政権返還まで続く米国民政府裁判所と琉球民裁判所という「二元的」な司法制度は「占領中の日本内地と同じ」とも観察されているが³¹、前者に対する後者の「従属」構造は、1960年代の2つの裁判移送事件(友利事件・サンマ事件)を経て、本土への施政権返還まで継続することとなる³²。なお、伊佐千尋『逆転——アメリカ支配下・沖縄の陪審裁判』(岩波書店、2001年)を始めとする多くの文献が紹介する沖縄における陪審制度の導入は、1963(昭和38)年3月8日に「刑法並びに訴訟手続法典」及び「米国民政府刑事裁判所」がアメリカ本国における連邦最高裁判所の判例に従って改正されたことによるものである³³。

3. 沖縄の法的地位と裁判管轄

上述のように複雑な構造をもつ沖縄の司法制度の下で行われた裁判は、沖縄の法的地位とどのような関係に立つのであろうか。この問題を検討する手がかりとなるのが、冒頭で言及した、1953(昭和28)年12月25日に発効した「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」である。同協定は第1条において、アメリカ合衆国は奄美群島に関してサンフランシスコ講和条約第3条に規定された「すべての権利及び利益」を放棄し、日本国が「奄美群島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受ける」とした上で、第6条において以下のように規定している。

日本国は、奄美群島にいる者で、千九百五十三年十二月二十五日前に南西諸島におけるいずれかの裁判所が科した刑に服役中のもの又は千九百五十三年十二月二十五日に前記の裁判所若しくは沖縄における琉球上訴裁判所に事件が係属中のものに対して、日本国の法令及び手続に従って刑事裁判権を行使することができる。但し、これらの者が千九百五十三年十二月二十五日に抑留中である場合には、適当な措置が執られるまでの間引き続き日本国の当局の下に抑留されるものとする。

日本国の当局は、前記の者に対して刑事裁判権を行使するに際し、南西諸島における裁判所又は沖縄における琉球上訴裁判所が前記の者に対して刑事裁判権を行使する際に用いた証拠資料に対して相当な信頼を置くものとする³⁴。

ここで定められた刑事裁判権の「承継」の是非、すなわち、「被承継国が有していた刑事裁判権、すなわち被承継国の刑罰法令を適用して刑罰権を実現するという権能」を引き継ぐか否かという問題には、被承継国の刑罰法令の効力の存続に関する実体法上の側面、及び、主権の交代が行われる前に確定した刑事裁判の効力、すなわち既判力（消極的効力）と、主権が交代する際に現に係属中の事件の取扱い、すなわち執行力（積極的効力）の双方を含む手続法上の側面とがあるが、「刑事裁判権を承継することとする場合の一定の通理通則ともいべきものが発見できるか」というと、必ずしも明確ではない」とされる³⁵。奄美群島の返還当時においては、既決及び未決の刑事事件について日本側に裁判権を認めたことは、国際法の観点からは「取立てて問題にするほどのことはなく、その結果として「二重処罰ということもおこり得る」と解されており³⁶、実際に、すべての者の国外犯の適用を定めた刑法第 2 条、日本国民への国外犯の適用を定めた第 3 条、公務員への国外犯の適用を定めた第 4 条に該当する者について、改めて訴追及び処罰が行われた³⁷。この措置に対して、返還前に琉球政府の下の名瀬巡回裁判所において強盗殺人等の罪により無期懲役に処せられた被告人が、奄美群島の本土返還後の 1954（昭和 29）年 4 月 26 日に名瀬地方裁判所において改めて無期懲役に処せられたことに対し、福岡高等裁判所への控訴を経て上告した事案につき、最高裁判所は 1955（昭和 30）年 10 月 18 日の判決でこれを破棄し、「犯人既ニ外国ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減輕又ハ免除ス」とする刑法第 5 条但書を適用して、本土復帰までの大島刑務所での服役期間を本刑に算入する旨を以下のように判示している。

奄美群島は昭和二〇年七月以降連合国軍隊の軍事占領下にあつたところ、同二一年一月二九日米国海軍軍政長官より米国海軍軍政府布告第一号をもつて、わが国に対し分離の通告があり、爾後、現行の日本法を軍

政布告と抵触しない限り法律として施行すること並びに統治に関する一切の権限を北部南西諸島知事に委ねる趣旨の布告が発せられ、爾来奄美群島がわが国に復帰するにいたるまで裁判組織に多少の変更はあつたけれども終始連合軍に隷属する琉球政府の裁判所によつて裁判が行われてきたものである。従つて右琉球政府の裁判所による裁判はもとよりわが国の裁判権にもとづく裁判ではなく、外国の裁判でもないけれども同裁判については刑法五条の規定を準用すべきものであることは当裁判所大法廷判決(昭和二九年(あ)第二一五号、同三〇年六月一日言渡)の趣旨に徴して明らかである³⁸。

この判例が明示的に引用している、最高裁判所の先例は、占領管理体制下にあった日本本土において設置されていた「軍事占領裁判所」において、1949(昭和24)年6月2日に第八軍第一騎兵師団軍事委員会により終身刑の判決を受けて講和条約発効まで中野・巢鴨・横須賀刑務所にて服役の後、1953(昭和28)年6月25日に東京地方裁判所で懲役15年の判決を受けたことに対し、東京高等裁判所への控訴を経て上告された事案について、これに「外国裁判」の規定を準用する旨を判示したものである³⁹。そして、その判断の更なる前提となっているのは、「占領軍軍事裁判所は、連合国最高司令官によつて設立されたもので、その裁判権は同司令官の権限に由来し、わが国の裁判権にもとづくものではない」ため、「すでに占領軍軍事裁判所の裁判を経た事実について、重ねてわが裁判所で処罰をすることがあつても、憲法三九条に違反するものとはいえない」旨を判示した、1953(昭和28)年7月22日の最高裁判所の判例であつた⁴⁰。これらの判例、すなわち、日本本土における占領管理体制下における「軍事占領裁判所」を刑法第5条の「外国裁判」として扱い、憲法第39条の一事不再理原則と抵触しないと判断は、日本本土においてはその後、講和条約発効後において在日アメリカ軍当局が行つた裁判は「外国裁判」であるとする最高裁判所の判断へと接続していくことになる⁴¹。

それでは、その施政権下の刑事裁判を「外国裁判」と扱って再審理を行つた奄美群島返還と、その施政権下の刑事裁判権を承継した沖縄返還の間に生じた変化とは何であつたのか⁴²。その前提として検討されるべきは、講和条

約第 3 条の下での沖縄の法的地位、具体的には、日本国籍を有するとされる一方、地域的制約のため日本の施政権が及ばないという限定を付された沖縄住民に対する日本法適用のあり方の変化である⁴³。1950 年代半ばの段階では、沖縄の法的地位に関するアメリカ側の見解も流動的であり、沖縄住民の国籍、具体的には、国際郵便協定上での沖縄の地位、及び、沖縄住民へのパスポート発行と関連して問題化され、沖縄をアメリカの「領土」と認識する琉球列島米国民政府と、沖縄は日本の領土であると結論付ける国務省法務局の見解が著しく相違していたことが既に明らかにされている⁴⁴。日本側におけるこの問題についての態度の変化を、いくつかの刑事判例から追ってみよう。

刑法第 149 条においては、「内国ニ流通スル外国ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券」の偽造又は変造を禁止しているが、沖縄及び奄美群島において流通していた B 型円表示補助軍票を黒糖等の購入目的で偽造した事案につき、最高裁判所は 1955 (昭和 30) 年 8 月 9 日に以下のように判示し、奄美群島及び沖縄は「内国」であるとしている。

奄美大島、沖縄等の南西諸島が終戦前において日本国の領土であつたことはいうまでもなく、その後連合国軍の占領下にあつた当時において、わが国の政治上又は行政上の権力の行使が右地域に停止されていたことは所論のとおりであるが、ポツダム宣言、降伏文書等によるも、わが国がこれらの地域に対する領土権を喪失したことを認めしめる根拠はないのであるから、奄美大島、沖縄等の南西諸島は連合国軍の占領下においても依然として日本国の領土であつたものといわなければならないこと、原判決の説示するとおりである。そして、わが領土に流通する外国通貨の公信力は本土における取引とも密接の関係を有することというまでもないのであるから、本件犯行に対し、内国に流通する外国通貨に関する犯罪として刑法一四九条を適用したことは正当であつて、原判決には所論の違法はない⁴⁵。

また、本土復帰前の奄美群島において発生し、琉球政府下の裁判所に係属していなかった業務上横領事件につき、本土復帰後に日本の裁判所で審理することの適否が争われた事案について、最高裁判所は 1957 (昭和 32) 年 3

月28日に以下のように判示し、「わが国の公訴権、裁判権の停止中の犯罪ではあるが、該犯罪に対するわが刑法の効力は何ら害されるものでな」としている。

前記軍令〔米国海軍軍政府布告第1号A〕が効力を生じた昭和二一年二月二日から右協定〔奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定〕発効の前日である同二八年一二月二四日までの間わが国は、右群島に対する領土権を喪失したのではなく、また、同群島に在住した日本人もわが国の国籍を喪失したのもでもなく依然これを保有していたものであるから、わが刑法は、右群島において罪を犯した日本人に対してもその効力を及ぼしたのであつたが、右期間中はこれが公訴権並びに裁判権の行使をすることを停止されていたに過ぎないのであつて、右協定により昭和二八年一二月二五日以降その障害が除去され、わが国は、完全にその公訴権および裁判権を行使する権能を回復したのである⁴⁶。

ところが1960年代半ばになると、最高裁判所の態度には変化が生じる。麻薬取締法は、同法が指定する麻薬につき、一部の例外を除いて「何人も、輸入し、輸出し、製造し、製剤し、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、又は廃棄してはならない」として、これらの行為を処罰の対象とする旨を規定しているが、那覇港から鹿児島港の間の定期連絡船を利用して塩酸モルヒネを持ち込んだ被告人に対し、関税法については第108条第1項において「この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす」とされ、同法施行令(昭和29年政令第150号)第94条第1号がこの地域として「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)」と掲げていたことを受けて同法違反を是認したものの⁴⁷、このようなみなし規定が存在しない麻薬取締法違反については被告人の行為は「輸入」に該当しないという主張がなされた事案につき、最高裁判所は1966(昭和41)年7月13日に以下のように判示した。

沖縄は、わが国の領土ではあるが、昭和二七年条約第五号日本国との平和条約三条により、アメリカ合衆国が行政、立法および司法上の権力

の全部を行使する権利を有することになつている結果、わが国の統治権が現実には及ばず、アメリカ合衆国が現実には施政権を行使しているのであつて、このように、わが国の統治権が現実には行使されていない地域から、わが国の統治権が行使されている地域に麻薬を搬入する行為は、麻薬取締法にいう輸入に当るものと解するのが相当である。…輸入という語は、一般的には、外国からわが国に物を搬入する行為をいうものとされているが、それは、ある国家が一定の地域に領土権を保有しているときは、現実にはそこに統治権を行使しているのが普通であることによるものであつて、領土権と現実の統治権とが別々の国家に帰属しているような特殊な場合にまで当然に妥当するものではない⁴⁸。

本判決の原判決にあたる 1965 (昭和 40) 年 7 月 20 日の東京高等裁判所の判決は、「沖縄にはアメリカ合衆国が日本国との平和条約によつて施政権を有し、日本国の統治権が排除されているが、なおわが国の領土の一部で外国でない」ので、「沖縄よりの麻薬搬入は輸入禁制品の輸入として関税法上処罰すれば足り、これを麻薬取締法上の輸入として処断することはできない」と判示していたが⁴⁹、最高裁判所はこれを破棄し、明示的ではないが、沖縄を「国内」とは見ない立場へと従来判例を変更したのである⁵⁰。

上記の高等裁判所判決から最高裁判所判決までの間に、この問題を正面から取り扱った事案が下級審において存在する。すなわち、1965 年 8 月に宜野湾市で発生した殺人等の被疑者が逃亡先の大阪で逮捕・起訴された事案につき、弁護人から「日本の裁判所は本件につき裁判権を有しないので公訴棄却の裁判をされたい」として裁判所の職権発動を促す申立がなされたのに対し、大阪地方裁判所は 1966 年 6 月 29 日に以下のような意見を述べた。若干長くなるが、刑法第 1 条の適用と第 3 条の適用に分けて引用しよう。

大阪地方裁判所はまず以下のように、沖縄は刑法第 1 条にいう「日本国内」ではないとする。

そもそも、刑法第一条が何人を問わず日本国内において犯罪を犯したものにこれを適用すると規定しているのは、いわゆる属地主義に基くもので排他的な国家主義（領土主義）が行使されていることを前提として

いるものというべく、日本国内であるか否かは、日本国の統治権ことに立法司法行政の権力が現実に行使されている地域であるか否かによつて決定するのが妥当であると考え。…右条約〔サンフランシスコ講和条約〕第三条を同条約第二条と対比してみると、第二条は、日本国は朝鮮、台湾、千島および樺太等の地域に対するすべての権利、権限および請求権を放棄すると規定しているのに対し、北緯二九度以南の琉球諸島に関する規定である第三条にはこのような文言は使用されておらず、ただ合衆国が行政、立法および司法上のすべての権力を行使する権利を有するとうたわれているのみである。

しかもサンフランシスコ講和会議において、アメリカの首席代表ダレスは日本に残余主権を維持することを許す旨の説明をしており、日本国は同諸島に対して平和条約発効後も、制限された範囲内であつてもなお領土主権を保有していることが明らかである。

ところで、領土主権の内容を分析してみると、その領土にいる人を統治する権力と、領土そのものを占有し処分する権利とに分けて考えることができるが、日本国は平和条約第三条により前者の権力及び領土そのものを占有する権利を行使する権限を合衆国に与えていることが明白であるから、日本国が保有している領土主権とは領土の処分権であり、しかもその処分権も、同諸島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国の提案（日本国はあらかじめこの提案に同意を与えているのであるから、同諸島を信託統治制度の下におくという処分に関する限り、合衆国が処分権をもつわけである。）を除いたその他の処分を行なう権限を意味するに止まるものである。

しかして刑法第一条の日本国内であるか否かを解決するに当つては、日本国がその地域に対して、法上、残余主権を保有しているかどうかを重視すべきではなく、現に立法、司法および行政の権力を行使しているか否かを重視すべきものと考え。

そして琉球諸島は平和条約第三条によりアメリカ合衆国によつて占有されており、同国が立法司法行政の統治権を行使していないこと前説示のとおりである。

従つて同諸島は刑法第一条にいう日本国内ではないと解するのが妥当である。

続いて、大阪地方裁判所は以下のように述べ、沖縄住民はなお刑法第 3 条にいう「日本国民」であるとする。

沖縄住民が旧国籍法の時代から日本国籍を保有してきたものであることは説明を要しないところであるが、問題は沖縄住民が平和条約によつて日本国籍を喪失し、同住民が日本国の対人的統治権に服すべき法関係は断ち切られてしまつたか否かにある。

まずこの点を国際法の見地から考察すると、確立された国際法上の原則によれば、領土の割譲とともに国籍の自動的変更を生ずるが、琉球諸島を合衆国に割譲したものでないことは前説示のとおりであり、もし沖縄住民の国籍に変更を生ぜしめるものであれば、これまでの慣例に照らし、条約中にその旨の明文を置くのが通常であるにかかわらず平和条約中に沖縄住民について日本国籍を喪失変更せしめるような規定のないこと、同住民が今次の敗戦後現在に至るまで法律上合衆国の国籍を取得したとか、事実上アメリカ合衆国国民と同視できる法的地位が認められているという事実のないこと、国際法の確立した一般原則によれば、一国が領土権を放棄せず単に他国に対してその領土上での権利行使を認めるにすぎない場合には、別段の条約の定めがない限りその領土上の住民が領土国の国籍を失うということは当然には認められないと解されていること等を考えると、沖縄住民は平和条約発効後もなお日本国籍を保有し、沖縄住民が日本国の対人的統治権に服すべき法関係は断ち切られていないものと解するのが相当である。

しかし、弁護人は沖縄住民が日本国籍を保有することを認めながらも、平和条約第三条が琉球諸島の領域及び住民に対して行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権限を有すると規定していることを根拠として、沖縄住民に対する対人的統治権は合衆国がこれを保有しているものであり、現に沖縄においては、沖縄住民に対し琉球住民という特殊な地位を設け、これに該当する者は現地法令の運用上他の者と異つた

取扱いをしているところよりみれば、沖縄住民が日本国の国籍を有するといつても、それは名目上のものに過ぎず、従つて刑法第三条にいう日本国民と解すべきではないと主張する。

よつて、さらに所論の点について考えてみるに、平和条約は沖縄住民の地位を最終的に決定しているものではなく、合衆国が琉球諸島を信託統治制度の下におくことを国際連合に提案するまでの暫定的措置として同諸島における、施政権の行使を認めたものであり（しかも合衆国は同諸島を信託統治制度の下におくという提案をすることを条約上義務づけられているわけではなく、国際情勢の変化によつては、奄美群島の例の如く、日本国に返還される可能性も全くないとはいえない。）、沖縄住民の最終的な身分、地位は将来において日本国の同意を得て決定する趣旨であること、現に沖縄住民に対し琉球住民という特殊な地位を設けて他の者と異つた法的取扱いをしているといつても、それは合衆国の国籍を認めたものではなく、また合衆国の委任統治の下にある諸島の住民のような特殊な地位を認めたものでもないことが明らかであり、合衆国が沖縄における施政権行使の都合上行なつている措置に過ぎないと考えられることを考慮すると、沖縄住民が前説示のとおり平和条約発効後も依然として日本国の国籍を有することによつて表明されている、日本国の沖縄住民に対して保有している対人的統治権が単に形がいに止まるものとは解し得ないのである。

しかも、刑法第三条の日本国民であるというためには、当該人に対し現実に対人的統治権を、完全な領土主権を行使している領域におけると同様に行使している必要はないのであつて（日本国民が外国に居住すれば、その外国にいる間は、現実に日本国内にいると同様に統治権を行使することはできない。）、要は日本国と当該人との間に本来日本国の対人的統治権に服すべきであるという法関係が認められるか否かにかかつていると考えられるのである。

以上の検討により国際法の見地よりみても、日本国と沖縄住民との間に前示の法関係が認められることが明らかである。

さらに、国内法に目を転ずると、日本国政府当局は、同諸島の住民が日本国籍を有することを確認しているとともに（平和条約に伴う朝鮮人、

台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について「昭和二七年四月一九日、法務府民事局長通達」、北緯二九度以南の南西諸島の地位について「昭和二七年九月一二日外務省条約局長回答」参照)、実務上の取扱についてもこの立場にもとずき「沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令」(昭和二三年政令第三〇六号)および「沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令第一条に規定する地域等を定める府令」(昭和二六年法務府令第一五〇号)を定めており、日本国の国籍が問題となるすべての日本国の法令の適用に関しては沖縄住民を他の日本国民と何ら差別するところがないのである。

このことは日本国が沖縄住民に対し対人的統治権を保有していることを国内法においても明確に示しているものということができ、かかる国内的措置は平和条約発効後も国際法上沖縄住民が日本国籍を保有していることを前提としているのである。

以上の考察によれば、沖縄住民は、刑法第三条にいう日本国民であると解すべきものと考えられる⁵¹。

大阪地方裁判所がこの意見を述べる対象とした事件は、1965年12月23日に第51回国会参議院法務委員会における「検察及び裁判の運営等に関する調査」として、「沖縄における犯罪に対する裁判権に関する件」の中で明示的に取り上げられたものである。従来も、琉球警察からの依頼により事件処理を本土警察が行った事例もあったものの、本件は「本土では何等犯罪を犯していない」ので、依頼に応じて事件処理を行ったならば「純粹に、沖縄における沖縄人の犯罪を、本土官憲において、真正面から処理することとなり、今までの経験とは多少性質を異にして」いるものであった⁵²。この問題に対する法務省刑事局長の以下のような見解は、上述の大阪地方裁判所の意見の前提となすものであると言えよう。

御案内のように、沖縄は、平和条約三条によりまして、行政、司法、立法の施政権全体がアメリカ政府にあるわけでございまして、したがって、わが国の憲法をはじめとする諸法令は、まあ観念的には施行されておるといふ解釈をとっておるのでありますが、具体的な適用はない

というぐあいに考えておるのであります。…平和条約の関係で、立法、行政、司法の権限を沖縄に行使することができない、いわゆる潜在的主権というものあるいは領土権というものは存在しているが、ということになっておるわけであります。そこで、刑法あるいは刑罰法令の面におきましては、一体それをいわゆる国外と解釈するかどうかという問題になると思うのですが、刑法の面におきましては、やはり違法地域、つまり法が違った地域に沖縄はなるわけであります。現在、現実に立法権なり司法権がないわけであります。違法地域に属するわけでございますので、刑法をそのまま適用するという点についてはいろいろ不都合が出てまいる。そういう意味におきまして、やはり刑法においては国外と解するのが相当であるというふうに解釈してまいってきておるわけであります。…日本の本土の関係から申しますと、沖縄にいる沖縄人も日本国民である。したがって、沖縄は日本国外であっても、刑法三条の国外犯の規定が適用されます。したがって、今回の事件のように沖縄で殺人なり殺人未遂を犯した事件は、その者が日本へ来た場合に日本の裁判所で処罰できることは、この刑法の三条におきまして当然出てくるわけです。ところが、その逆の場合はどうなるかと申しますと、つまり日本人は沖縄の裁判所におきましては外国人なんです。日本人というのは、日本本土籍のある者は、したがって、沖縄で国外犯として日本籍にある者を処罰しようとすれば、この二条に当たる内乱罪というようなもの以外は処罰ができないことになります⁵³。

上述の大阪地方裁判所の見解、及び、その背景にあった法務省の見解に従い、これ以降の訴訟実務においては「沖縄住民は日本国民である。しかし沖縄は外国である」という矛盾した命題が定式化されることになり⁵⁴、以後、下級審においては同様の判決が出されていくことになるが⁵⁵、言うまでもなく1965年は、8月19日から21日にかけての佐藤栄作首相の沖縄訪問を頂点とする一連の措置により、本土復帰意識の「帰還不能点」となった年である⁵⁶。沖縄問題閣僚協議会において同年9月7日に確認された沖縄の法的地位に関する政府の統一見解は、吉田内閣期の論理を援用し、サンフランシスコ講和条約第2条と第3条の比較の形で沖縄についての「潜在主権」を認め

ていたが⁵⁷、この論理は、上述の大阪地方裁判所の意見における刑法第 1 条の解釈において、沖縄を「日本国内」としないとする構造にそのまま踏襲されている。

さて、上述の政府統一見解が「日本国憲法は、観念的には、同地域にも施行されていると解される」が「現実には、同地域の施政権は、平和条約により米国が行使しているため、憲法の具体的適用はない」とした 2 日後に、渡航拒否に関する国家賠償請求・原爆医療費にもとづく医療費請求の 2 つの訴訟からなる、いわゆる「沖縄違憲訴訟」が東京地方裁判所に提訴された⁵⁸。沖縄返還要求国民運動連絡会議・沖縄県祖国復帰協議会などを中心として同年 6 月に設置された「沖縄違憲訴訟対策委員会」により提訴する事件が選定された「沖縄違憲訴訟」は、サンフランシスコ講和条約第 3 条無効ないし失効論と共に、日本国憲法の人権条項の沖縄在住の「日本国民」への直接適用を主張した。その結果として、1970（昭和 45）年 5 月 7 日に「沖縄住民の国政参加特別措置法」（昭和 45 年法律第 49 号）が成立して「国政参加特別選挙」が実施される一方で、同年 7 月 2 日の公判において東京地方裁判所は、原告側の現地検証及び証人尋問について、沖縄は外国として取り扱うほかないため実施できないとして却下している⁵⁹。上述の沖縄の法的地位に関する政府の統一見解は、社会党を中心とする野党が主張し、「沖縄違憲訴訟」がその主題として掲げた、サンフランシスコ講和条約第 3 条無効ないし失効論に対する反論という側面があったことが、これらの一連の経緯からも確認されよう⁶⁰。

4. おわりに

1960 年代半ばに「潜在主権」を定式化し、沖縄は「刑法第一条にいう日本国内ではない」という立場がとられたことに基くならば、理論的には、アメリカ施政権下の沖縄において行われた裁判は刑法第 5 条に規定された「外国裁判」として取り扱うべきだという帰結が導かれよう⁶¹。しかし同時に、「沖縄住民は、刑法第三条にいう日本国民である」とされたことで、その「日本国民としての日本国内法の保護」についても意を払う必要がある⁶²。

刑事裁判権の承継を行う場合の要件として、被継承国の刑事法制が国際的基準からみて近代的な刑事司法の基本原則に適合していること、刑事裁判権の承継の合理性ないし必要性の存在、そして、承継国と被承継国の刑事法制ないし政治的、文化的、社会的共通性ないし類似性を挙げ得るとするならば⁶³、上述のように「二元的」であり、琉球政府側の裁判よりも米国民政府の裁判所の裁判が優越しているという構造である以上、琉球政府側の刑事裁判権のみを承継すべきとの議論が主張されたのも当然と言えよう⁶⁴。しかし、アメリカ施政権下の「人権保障の不十分な制度のもとでの裁判については、復帰により、この制度から解放されたならば、即時、無条件に裁判のやり直しを求める権利を持ち、主権国ならば、このような権利を国民に保証する義務をもつのが当然」との主張は⁶⁵、その背景となっているサンフランシスコ講和条約第3条無効ないし失効論と同様に、理論的には是認し得ても、やはり実現性には乏しかったと言わざるを得ない⁶⁶。

沖縄の法的地位に関しては、戦前においては「帝国秩序」の中の周縁性と法・慣習の重層性の観点から問い直す必要があることは勿論⁶⁷、戦後においては「アメリカ世」を含みこんだ特殊な権力構造と暴力性の観点から検討する必要がある⁶⁸。その上で、「基地の確保と安定的な運用」を目的とした沖縄の他律的な「戦後体制」を⁶⁹、本土との比較において——「ヤマトによる差別的処遇によって、広大な米軍基地が沖縄に存在し続けるがゆえに、今もなお、「平和と民主主義」を求め平和憲法を希求する「革新」は沖縄において支持を得て一翼を担い続けることができている」というような「狡猾さ」も含めて——定位していく必要があるであろう⁷⁰。

※本稿は、令和元年度科学研究費基盤研究（C）「「戦後体制」の形成過程に関する近現代法史の観点からの実証的再検討」の一部である。

(Endnotes)

- 1 河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交——日米関係史の文脈』（東京大学出版会、1994年）29頁以下。
- 2 その含意に関して、森宣雄「潜在主権と軍事占領——思想課題としての沖

- 繩戦」倉沢愛子他編『岩波講座アジア・太平洋戦争(4) 帝国の戦争経験』(岩波書店、2006 年) 235 頁以下、及び、野添文彬「サンフランシスコ講和における沖縄問題と日本外交——「残存主権」の内実をめぐって」『沖縄法学』46 号(2018 年) 69 頁以下を参照。
- 3 その経緯に関して、詳しくは、河野康子「日米安保条約改定交渉と沖縄——条約地域をめぐる政党と官僚」坂本一登・五百旗頭薫編著『日本政治史の新地平』(吉田書店、2013 年) 439 頁以下。
 - 4 沖縄返還に伴う刑事裁判権の承継に関しては、吉田淳一「沖縄の復帰に伴う揭示に関する措置について」『法律のひろば』25 卷 2 号(1972 年) 35 頁以下、同「刑事関係」『法律のひろば』25 卷 7 号(1972 年) 15 頁以下を参照。
 - 5 最高裁判所刑事判例集 27 卷 8 号 1379 頁。なお、吉田淳一「沖縄の刑事裁判の承継の合憲性」『警察学論集』27 卷 1 号(1974 年) 149 頁以下を参照。
 - 6 以下、刑法に関しては、適用された当時の口語化前の条文を用いる。
 - 7 森下忠『新しい国際刑法』(信山社、2002 年) 84 頁以下。
 - 8 この問題につき、愛知正博「外国刑事判決と一事不再理 (1)～(3)」『名古屋大学法政論集』83～85 号(1980 年)、高山佳奈子「国際的事不再理」三井誠他編『鈴木茂嗣先生古希祝賀論文集 下』(成文堂、2007 年)を参照されたい。なお、本稿では取り上げることが出来ないが、この「外側」には、米軍関係者に関する裁判管轄についての問題がある。さしあたり、津田実・古川健次郎『外国軍隊に対する刑事裁判権——日米行政協定及び国連軍協定を中心として』(帝国判例法規出版社、1954 年)、及び、信夫隆司『米軍基地権と日米密約——奄美・小笠原・沖縄返還を通して』(岩波書店、2019 年)を参照。
 - 9 なお、本稿においては引用文中の旧漢字は新漢字に改めた。筆者による附記は〔 〕、省略は「…」、本文中の改行は「／」で示した。
 - 10 返還前の沖縄の司法制度に関しては、仲松恵爽「沖縄だより (1)～(2)」『法曹』112～113 号(1960 年)、日本弁護士協会編『沖縄司法制度の研究』(日本弁護士協会、1961 年)、「〈特集〉沖縄の裁判制度」『自由と正義』12 卷 3 号(1961 年)、「沖縄の裁判制度」『判例タイムズ』198 号(1967 年)、佐久間政一「沖縄の司法制度」『法律時報』42 卷 5 号(1970 年)、

「〈座談会〉沖縄における司法事情について——終戦から復帰まで及び復帰前後」『法の支配』31号（1977年）等を参照。

- 11 中野好夫編『戦後資料 沖縄』（日本評論社、1969年）9頁。
- 12 「特定軍事法廷」に関しては、石川才顕「沖縄刑事司法制度の現状と今後の課題」『日本法学』36巻3号（1971年）125頁以下、垣花豊順「特定軍事法廷と米国民政府裁判所に関する一考察」『琉大法学』26号（1980年）72頁以下、中野育男「米軍統治下沖縄の軍政から民政への移行」『専修大学商学論集』92号（2011年）80頁以下等を参照。なお、これらの機関の判断に不服のあるものは30日以内に再審請求を行うことが出来たほか、軍事委員会の宣告した判決は軍政長官またはその代理士官により承認されるまで、死刑は海軍大臣により承認されるまで執行できないとされた。
- 13 「米国海軍軍政活動報告」沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編『沖縄県史資料編（20）現代（4）軍政活動報告（和訳編）』（沖縄県教育委員会、2005年）46頁。同年7月から11月を対象とする記録では、軍事委員会が1件、高等憲兵裁判所が3件、簡易憲兵裁判所が858件を処理したとされている（「米国陸軍軍政活動概要 第1号」同前72頁）。
- 14 拙著『戦後法制改革と占領管理体制』（慶應義塾大学出版会、2017年）360頁以下。
- 15 天川晃「日本本土の占領と沖縄の占領」同『占領下の日本——国際環境と国内体制』（現代史料出版、2014年）70頁以下。
- 16 前掲拙著378頁以下。なお、小野潤子「もうひとつの軍事法廷——「占領目的に有害な行為」で裁かれた政治犯たち」小野信爾著／宇野田尚哉・西川祐子・西山伸・小野和子・小野潤子編『京大生・小野君の占領期獄中日記』（京都大学学術出版会、2018年）267頁以下を参照。
- 17 石川前掲「沖縄刑事司法制度の現状と今後の課題」125頁以下、垣花前掲「特定軍事法廷と米国民政府裁判所に関する一考察」82頁以下。
- 18 「軍政府布令/Military Government Ordinance 1949年 第001号～第002号」『琉球政府文書・総務局・渉外広報部文書課』（沖縄県公文書館所蔵：同館デジタルアーカイブを利用した（https://www.archives.pref.okinawa.jp/search_materials/collection_list））。
- 19 中野編前掲『戦後資料 沖縄』55頁以下。

- 20 垣花前掲「特定軍事法廷と米国民政府裁判所に関する一考察」86 頁。
- 21 「米国民政府布令 / Civil Administration Ordinance 1953 年～1957 年 第 093 号～第 171 号」前掲『琉球政府文書・総務局・渉外広報部文書課』。
- 22 垣花豊順「布令一四四号「刑法並びに訴訟手続法典」改正の史的考察」『琉大法学』12 号 (1971 年) 69 頁。
- 23 「資料 戦前・戦後沖繩司法略史年表」『法の支配』31 号 (1977 年) 24 頁以下。
- 24 中野編前掲『戦後資料 沖繩』55 頁。
- 25 ただし、米国民政府の非琉球人たる文官・雇傭員・その扶養者、米国民軍の構成員・その扶養者、軍事法典の規定適用者の刑事裁判権は排除された。
- 26 石川前掲「沖繩刑事司法制度の現状と今後の課題」128 頁。琉球政府立法院に関しては、小沢隆司「琉球政府立法院の立法活動——「平和条約第 3 条と沖繩」再考」『法の科学』42 号 (2011 年) 130 頁以下、川手撰「琉球政府立法院の立法活動——量的側面からの分析」『都市問題』110 卷 6 号 (2019 年) 90 頁以下を参照。
- 27 モーアの高等弁務官時代の施政に関しては、大田昌秀『沖繩の帝王 高等弁務官』（久米書房、1984 年）104 頁以下。
- 28 河野前掲『沖繩返還をめぐる政治と外交』157 頁以下。
- 29 平良好利『戦後沖繩と米軍基地——「受容」と「拒絶」のはざままで 1945～1972 年』（法政大学出版局、2012 年）88 頁以下、鳥山淳『沖繩／基地社会の起源と相克 1945-1956』（勁草書房、2013 年）193 頁以下。
- 30 中野編前掲『戦後資料 沖繩』159 頁。
- 31 岸盛一・吉井晃・鍛冶利一「沖繩司法制度の現実 (1)」『週刊法律新聞』20 号 (1956 年) 2 頁〔岸盛一発言〕。
- 32 中原俊明「六〇年代の裁判移送問題にみる法文化摩擦」照屋善彦・山里勝己編『戦後沖繩とアメリカ——異文化接触の五〇年』（沖繩タイムス社、1995 年）32 頁以下、小林武「琉球政府期における「裁判移送」事件」『愛知大学法学部法経論集』204 号 (2015 年) 345 頁以下。
- 33 小沢隆司「琉球列島米国民政府裁判所の陪審制度——「アメリカ世」の憲法史・序説 上」『早稲田大学大学院法研論集』86 号 (1998 年) 109 頁以下。

「戦後体制」のなかの沖縄——1950～60年代の刑事裁判権をめぐる問題から(出口 雄一)

- 34 なお、奄美群島返還に関しては、拙稿「東アジアの戦争と「国境」のゆらぎ——戦後70年と明治150年(その2)」『桐蔭法学』24巻2号(2018年)81頁以下も併せて参照されたい。
- 35 吉田淳一「刑事裁判権の承継」『法曹時報』24巻3号(1972年)8頁以下。
- 36 山下康雄「奄美群島の復帰」『国際法外交雑誌』56巻4・5号(1958年)203頁。
- 37 金城清子「沖縄返還協定の問題点」『法律時報』42巻5号(1970年)103頁以下。
- 38 最高裁判所刑事判例集9巻11号2263頁。
- 39 最高裁判所刑事判例集9巻7号1103頁。
- 40 最高裁判所刑事判例集7巻7号1621頁。なお、高山前掲「国際的一事不再理」596頁以下を参照。
- 41 最高裁判所刑事判例集21巻8号1013頁。軍事占領裁判所及び在日アメリカ軍と「外国犯罪」の問題に関しては、拙稿「占領管理体制と軍事占領裁判所——その運用と法的位置づけ」同編『戦争と占領の法文化』(国際書院、2020年刊行予定)において検討を行う予定である。
- 42 なお、沖縄返還における刑事裁判権承継に関する最高裁判所判例についての調査官解説は、この2つは「判断の対象も条件も異なるのであって、両者は「事案を異にし」、抵触の問題を生じようがないと言っていいのではあるまいか」としている(『最高裁判所判例解説』刑事篇昭和48年度160頁以下〔柴田孝夫〕)。
- 43 入江啓四郎「沖縄住民と日本法適用の問題」『法律時報』40巻1号(1968年)10頁以下。
- 44 河野康子「鳩山・石橋内閣期の沖縄——「沖縄の地位」をめぐる政治を中心に」『法学志林』104巻3号(2007年)15頁以下。
- 45 最高裁判所刑事判例集9巻9号1994頁。
- 46 最高裁判所刑事判例集11巻3号1285頁。
- 47 関税法施行令第94第1号は、「沖縄の復帰に伴う大蔵省関係政令の改廃に関する政令」(昭和47年政令第152号)第9条により改正され、この箇所は削除された。なお、関税法をめぐる最高裁判例に関しては、西原春夫「刑罰法規の適用範囲」西原春夫他編『判例刑法研究(1)』(有斐閣、1980

- 年) 16 頁以下を参照。
- 48 最高裁判所刑事判例集 20 卷 6 号 656 頁。
 - 49 高等裁判所刑事判例集 18 卷 5 号 533 頁。
 - 50 中山研一「沖縄住民が沖縄で犯した殺人等につき日本の刑事裁判権を認めた事例」『判例評論』98 号 (1966 年) 110 頁。
 - 51 判例タイムズ 193 号 148 頁、下級裁判所刑事裁判例集 9 卷 5 号 716 頁。
 - 52 金子仁洋「刑事警察における沖縄問題」『警察学論集』19 卷 5 号 (1966 年) 2 頁。
 - 53 第 51 回国会参議院法務委員会会議録第 2 号 (1965 年 12 月 23 日 [津田實発言]: 国立国会図書館国会会議録検索システムを利用した (<http://kokkai.ndl.go.jp>))
 - 54 生田勝義「沖縄協定と刑事裁判権——いわゆる教公二法反対闘争事件を中心に」『立命館法学』107 号 (1973 年) 25 頁。
 - 55 東京地方裁判所昭和 42 年 9 月 30 日判決 (下級裁判所刑事裁判例集 9 卷 9 号 1224 頁)。
 - 56 櫻澤誠『沖縄の復帰運動と保革対立——沖縄地域社会の変容』(有志舎、2012 年) 173 頁。
 - 57 河野前掲『沖縄返還をめぐる政治と外交』228 頁以下。
 - 58 「沖縄違憲訴訟」に関しては、野村二郎「二つの沖縄違憲訴訟——「返還」のための裁判闘争」『法学セミナー』153 号 (1968 年) 58 頁以下、宮里邦雄「沖縄違憲訴訟」『自由と正義』38 卷 5 号 (1987 年) 74 頁以下、小林武「「沖縄違憲訴訟」——琉球政府期における日本国憲法への架橋の努力」『愛知大学法学部法経論集』207 号 (2016 年) 137 頁以下、櫻澤誠「沖縄の復帰運動と日本国憲法——沖縄違憲訴訟を中心に」『歴史学研究』939 号 (2015 年) 1 頁以下等を参照。
 - 59 櫻澤前掲「沖縄の復帰運動と日本国憲法」3 頁以下。沖縄における国政参加権に関しては、後田多敦「沖縄の国政参加権の「剥奪」「付与」の近現代史——新領土の沖縄、権利なき臣民・国民としての沖縄人」『歴史と民俗』34 号 (2018 年) 209 頁以下を参照。
 - 60 河野前掲『沖縄返還をめぐる政治と外交』229 頁。
 - 61 S・H・E「沖縄は麻薬取締法の適用上は外国か国内か」『時の法令』564

- 号（1965年）57頁。
- 62 中山前掲「沖縄住民が沖縄で犯した殺人等につき日本の刑事裁判権を認めた事例」112頁。
- 63 吉田前掲「刑事裁判権の承継」12頁以下。
- 64 神山敏雄「裁判の効力」『法律時報』43巻13号（1971年）255頁以下、垣花豊順「裁判の効力の承継などの問題点」『法律時報』44巻6号（1972年）29頁以下を参照。
- 65 松岡正章「裁判の効力」『法律時報』43巻13号（1971年）104頁、生田前掲「沖縄協定と刑事裁判権」23頁以下。この観点からするならば、本土において議論されていた「三条失効」論は（古関彰一・豊下楯彦『沖縄憲法なき戦後——講和条約三条と日本の安全保障』（みすず書房、2018年）87頁以下）、「9条＝安保体制」における自衛隊違憲論と類似の機能を果たしていたと理解することも可能なように思われる（酒井哲哉「9条＝安保体制」の終焉——戦後日本外交と政党政治」『国際問題』372号（1991年）32頁以下）。
- 66 「沖縄違憲訴訟」は、1976（昭和51）年8月に2件とも取り下げられて終結している（櫻澤前掲「沖縄の復帰運動と日本国憲法」9頁）。
- 67 矢野達雄「「沖縄近代法」とは何か——「日本近代法史像のゆらぎ」研究の深化にむけて」『修道法学』40巻2号（2018年）1頁以下。
- 68 小沢隆司「補論・法史学の貢献 琉球列島米国民政府裁判所の陪審制度——「アメリカ世」の憲法史・序説」浦田賢治編『沖縄米軍基地法の現在』（一粒社、2000年）。
- 69 鳥山淳「沖縄現代史研究をめぐって——その射程と課題」河野康子・平良好利編『対話 沖縄の戦後——政治・歴史・思考』（吉田書店、2017年）182頁以下。
- 70 櫻澤前掲『沖縄の復帰運動と保革対立』28頁。

（でぐち・ゆういち 桐蔭横浜大学法学部教授）